明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一八）　一

省令

○厚生労働省令第十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百三十号を第二百三十四号とし、第二百十三号から第二百二十九号までを四号ずつ繰り下げ、第二百十二号を第二百十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百十六　二―（三―メトキシフェニル）―二―（メチルアミノ）シクロヘキサノン及びその塩類

第一条中第二百十一号を第二百十四号とし、第百五十九号から第二百十号までを三号ずつ繰り下げ、第百五十八号を第百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十一　二―（八―ブロモ―二・三・六・七―テトラヒドロベンゾ［一・二―b：四・五―b’］ジフラン―四―イル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第百五十七号を第百五十九号とし、第百五十六号を第百五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十八　一―（五―フルオロペンチル）―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―ピロロ［二・三―b］ピリジン―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第百五十五号を第百五十六号とし、第百三十四号から第百五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第百三十三号の次に次の一号を加える。

百三十四　一―ブチル―N―（二―フェニルプロパン―二―イル）―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。